

薬生衛発0906第1号
平成30年9月6日

各
〔 都道府県
政令市
特別区 〕 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長
（ 公 印 省 略 ）

クリーニング所の面積基準等に係る調査結果について

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第3条第3項第6号において、営業者は、都道府県等が条例で定める必要な措置を講じなければならないとされています。

今般、「規制改革推進に関する第3次答申～来るべき新時代へ～（平成30年6月4日規制改革推進会議）」及び「規制改革実施計画（平成30年6月15日閣議決定）」（別添1）において、クリーニング所の面積基準等に係る条例での規定のばらつきが、広域で事業を展開する事業者にとっては経済効率性の観点で障害になっていることや、もとより公衆衛生の観点から条例での規定にばらつきがあることは問題があるのではないかとの指摘を受けたことを踏まえ、「クリーニング所の面積基準等に係る調査について（依頼）」（平成30年7月3日付け薬生衛発0703第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知）において、平成30年6月15日時点におけるクリーニング所の面積基準等に係る地方自治体の条例・規則等での規定に関する実態調査を行ったところです。

調査結果について、概要を下記のとおり、また、詳細を別添2のとおりとりまとめましたので、上記実施計画等の趣旨や他の地方自治体における規制内容につきまして、今後の条例等の見直しの際の御参考としていただきますようお願いいたします。

なお、本調査結果については、依頼時にお伝えしましたとおり、地方自治体の名称も含めて厚生労働省のホームページにおいて公表させていただきます。

記

- 洗濯物の処理を行うクリーニング所の必要面積を条例・規則等で定めている
35／150 地方自治体
- 取次店の受渡所の必要面積を条例・規則等で定めている
27／150 地方自治体
- 取次店に対する隔壁等による区分義務を条例・規則等で定めている
131／150 地方自治体
- 取次店に対する専用の受付台の設置義務を条例・規則等で定めている
21／150 地方自治体
- 取次店が飲食販売店等の他の施設と併設されている場合における担当者の配置義務を条例・規則等で特別に定めている
0／150 地方自治体